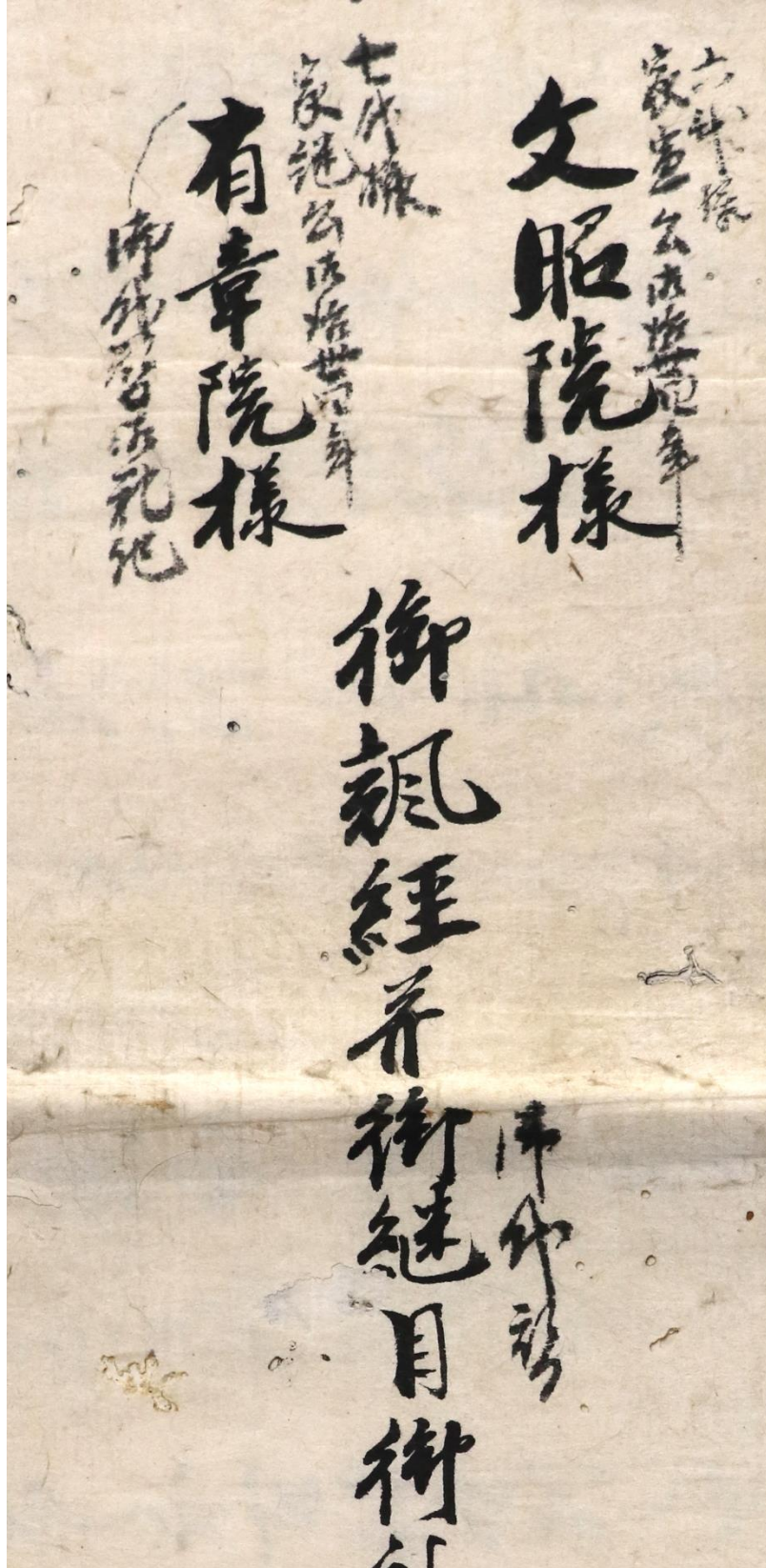


代替御礼

中遠の古刹 真言宗西楽寺 補遺

袋井市歴史文化館 二〇二二年十一月



令和2～3年度袋井市歴史文化館企画展「中遠の古刹 真言宗西楽寺」は、袋井市春岡に位置する真言宗の古刹、安養山西楽寺に残された、4000点余りの古文書から地域の歴史を紐解く、全4回のシリーズです。

歴史文化館で展示したのち、土曜・日曜にもご覧いただけるよう、一部内容を変え、郷土資料館でリニューアルオープンをしました。

本冊子では、展示ではなかなか紹介しきれなかった、西楽寺の代替御礼について、西楽寺八世住職尊昭筆『御諷経并御代替御継目御礼留帳』（西楽寺文書近世 1755）という史料を中心に読んでいきます。

『御諷経并御代替御継目御礼留帳』は、徳川六代将軍家宣と七代将軍家継の葬儀、代替御礼に関わる史料です。家宣と家継で前後編に分け、史料の原文と読解をご紹介します。

【本冊子はホームページ版のみです。印刷したものではありません】



将軍の代替儀礼

将軍の代替わり

江戸時代、将軍が代替わりする時には、代替わりの儀礼が行われました。

幕府の諸礼式が完成するのは、家綱期以降、吉宗にかけての時期と言われています（参考文献2）。

代替りは、基本的に将軍が亡くなって、次の将軍が就任するという形です。

代替わりの儀礼には、大きく分けると①前将軍の葬送、②御代替御礼、③将軍宣下という三つの要素があります（参考文献3）。

寺院が主に関わってくるのは、①前将軍の葬送と②御代替御礼です。もちろん、この御代替御礼は、諸大名のものは別に、寺社のものが行われました。

儀礼の主な参加者は、将軍（幕府）・朝廷・諸大名・寺社ですが、一連の儀礼の中にある能の見物や恩赦などで、町人なども儀礼に関わってきたようです（参考文献3）。

もっとも、十九世紀頃には、幕府の思惑と民衆の実際には乖離があったとも言いますが（参考文献3）、それでも、参加者にとっては大事な儀礼だったことでしょう。

寺格

将軍代替御礼における西楽寺の寺格は、年頭御礼の時とはほぼ同様のようです。

参考文献5に一覧表を載せてありますので、よければそちらも御参照ください。

一点、代替御礼と年頭御礼とで異なるのは、「御暇」という儀礼です。

「御暇」とは、出府した寺院が帰国前に御暇を許され、時服を拝領する儀礼です（参考文献4）。

実際には寺社奉行・触頭から各寺院に指示が出るわけですが、あくまでも、御礼も御暇も、寺院側から出願して許可される、という形式です。

時服は、ここでは「下賜される衣料品」というような意味だと思ってください。

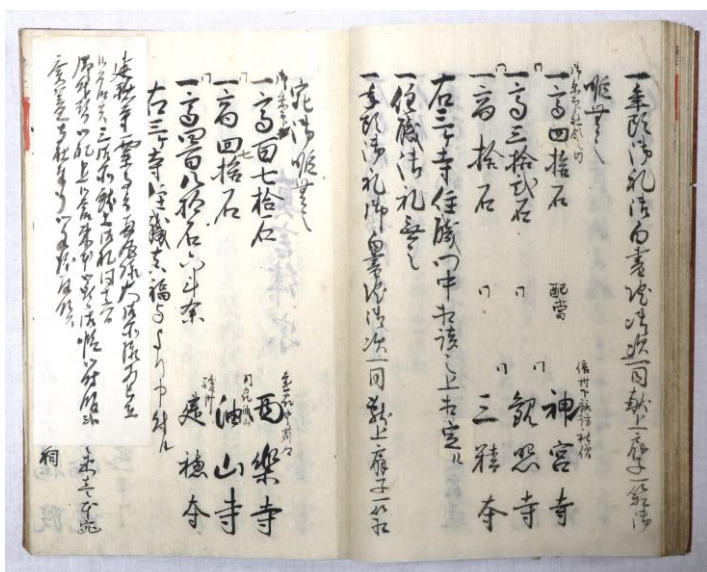
全国のお寺について、宗派ごとに殿中儀礼での寺格を記した『寺格帳』（参考文献1に収録）という史料があります。

その西楽寺の項には、「一、年頭御礼、御白書院御次一同、献上壺束一本宛、御礼無之、西楽寺者献上扇子一箱」（参考文献1、四八九頁）とあります。

「御礼」そのものが無いような書きぶりですが、

これは明らかにおかしい。

『寺格帳』と同内容の、『寺格記』（弘化三年（一八四六）書写、西楽寺文書近世一一一三、重要参考史料1）という史料の、西楽寺の項には「一、年頭御礼、御白書院次一同献上束一本、御暇無之。



『寺格記』西楽寺の項。付箋が貼られている。



西楽寺者献_レ上扇子老箱_二（ゴシック体引用者）とありますから、『寺格帳』の「御礼無之」は「礼」ではなく「暇」が正しいのでしょうか。

すなわち、西楽寺は、年頭御礼では「御暇」を行わなかった、ということです。

しかし、『寺格記』（西楽寺文書近世一一一三）西楽寺の項には付箋があり、そこには以下のように記されています。

建穂寺・西楽寺者、両丸様・大御所様為_レ被_レ在候節者、三御所献上御礼。同十六日。

御代替御礼申上候節、束本御座候。御暇御時服式広蓋。寺社奉行御手依拝領_ス。

重要なのは後半部。代替御礼では、時服があり、寺社奉行から拝領する、とのこと。

『御諷経并御代替御継目御礼留帳』

次ページから『御諷経并御代替御継目御礼留帳』（西楽寺文書近世一七五五、重要参考史料_二）を読んでいきます。

記したのは西楽寺八世住職尊昭。徳川六代将軍家宣の他界に伴う代替御礼と、七代将軍家継の他界に伴う代替御礼についての記録です。

数冊の横帳（横長に折った紙を綴じた冊子。改行が多い帳簿などによく使用される）を綴じたもので、縦154mm×横424mm×厚5mm。割と大きな史料です。

なお、文昭院は徳川家宣の、有章院は徳川家継の

諡です。

【重要参考史料】

- 1、『寺格記』（西楽寺文書近世一一一三）
- 2、『御諷経并御代替御継目御礼留帳』（西楽寺文書近世一七五五）

1	将軍の代替御礼が決定。
2	寺社奉行より、代替御礼へ出るべき仰せが出される。実際には、この仰せは月番触頭から出される。
3	月番触頭から、「願書」「例書」を持参し出府する旨回状（回覧）あり。
4	各地の寺院は、入府すると月番寺社奉行と触頭へ着届を提出。
5	願書と例書、そして触頭の添翰をもって寺社奉行所へ提出。
6	御礼の期日が決定すると、前日に月番寺社奉行宅へ出勤。手札を出して、城へ入っても良い、という許可証（書付）と引き換える。
7	（出府から登城までの間に、人足の手配と献上物の注文・購入をする。また、表坊主に殿中での世話を依頼する）

寺院の将軍代替御礼の一般的な流れ（登城まで）

【参考文献】

- 1、西沢淳男「寺社の将軍代替御礼と殿中御礼——高尾山薬王院を事例として——」（『日本歴史』588、1997年）。

【参考文献】

- 1、国書刊行会編『続々群書類従 第十二』（群書類従完成、一九七〇年）。
- 2、西沢淳男「寺社の将軍代替御礼と殿中儀礼——高尾山薬王院を事例として——」（『日本歴史』五八八、一九九七年）。
- 3、岩橋清美「将軍代替り儀礼の社会的意義——第13代将軍徳川家定の代替り儀礼を事例として——」（『東京都江戸東京博物館研究報告』第8号、二〇〇二年）。
- 4、高嶋弘志「蝦夷三か寺の殿中儀礼と寺格について」（『釧路公立大学地域研究』18、二〇〇九年）。
- 5、袋井市歴史文化館編『中遠の古刹 真言宗西楽寺Ⅲ 年中行事』（二〇二一年）。



『御諷經并御繼目御札留帳』原文（正徳二年）



（表紙）

六代様
家宣公御治世四年

文昭院様

御代替

御諷經并御繼目御札留帳

西樂寺住

七代様

家継公御治世四年

有章院様

尊昭記レ之

御代替御札記

相伺指図之上可レ罷出一事。

辰

十月

右之通須三寺社 御奉行所被レ 仰出候間、御書付
拝見之上、来月十二日迄之内出府可レ有レ之候。尤寺
院号之下致三割付、印形早々相廻相済候所方当寺へ
通上可レ被レ致候。以上。

十月廿日

真福寺

駿州 建穂寺

同州 久能寺

遠州 西樂寺

同州 鎌田山

（二七二）
正徳二辰十月十四日

文昭院様御他界被レ遊ニ付、同廿八日ニ御諷經可ニ相
勤ニ旨被ニ仰出ニ之御回状来ル。十一月五日ニ鎌田花蔵
院同心ニ而発足ス。同十日ニ着府ス。則日触頭江相届ク。
指図ヲ請々、増上寺御法事御役之安藤右京進殿・森川
出羽守殿江添状を以て納経拝札を出府ニ而願之。同十

二日ニ可ニ相勤ニ旨被ニ仰付一候。相勤候而惣御奉行秋
（秋元喬知）
元旦馬守殿、南寺社御奉行へ御札ニ回ル。
（但以下同）
一、余三ヶ寺へハ勝手次第第二届ク。

一、同廿七日ニ御布施請取手形ニ判形ス。

一、十二月九日ニ増上寺寺中ニ而御布施金子五両拝領
ス。且馬守殿、（兩寺社御奉行へ御札ニ回ル。
（但御屋敷なり）
（力）
一、御代替之御札之沙汰有レ之候ニ付滞留ス。前仰出
し之御書付別紙ニ有レ之候。

触頭方伺ひ相済、正月六日両様御札被ニ 仰付一
相済。但御年礼ニ相当リ候故相済。

一、御年頭献上ハ別之通十本入、御代替也。
（前カ）
献上ハ老束壹本。 御月番御老中。

井上河合守殿、森川出羽守殿、松平对馬守殿、
（井上正孝）
（内）
安藤右京進殿、本多弾正弼殿へ御札ニ回ル。

一、十六日ニ板札献上相済、御月番出羽守殿へ御札ニ
参上ス。 但五日ニ御札之伺ニ参印形ス。
十五日ニハ御札献上之伺ニ参候。

同三巳

一、正月廿六日真福寺方指図ニ而出羽守様へ伺ひニ罷出
候所、昨廿九日五ツ時登城仕候様被ニ仰渡一候。
（明カ）
（力）

諷經之覚

一、御当地遠国共ニ独札相勤候。寺院可レ致ニ納経一事。

一、関八州ニ而者、高五拾石以上之御朱印地之寺院可
レ致ニ納経一事。

一、遠国者一宗之大本寺迄可レ致ニ納経一事。

右之外、古跡各別之由緒有レ之寺院、吟味之上
可ニ指加一。無断罷出間敷事。

辰

十月

（二七〇九）

近国、遠国其外之諸寺院共、宝永六丑年常憲院様御
他界之節御納経不ニ罷出一寺院有レ之候ハ、触頭方

惣礼、独礼共ニ蘇鉄間之三間目ニ而、出羽守殿手渡シニ時服老重拝領畢。

右之御役人中へ御礼申上ル。^{〔翌〕}翼日、朔日ニ罷立、同五日ニ帰着候。

一、旅宿ハ御諷經相濟迄ハ呉服町ニ而、桝屋武右衛門方ニ罷在候。十月十七日方愛宕金剛院へ引越候。

一、御代替御礼年始御礼同日ニ被ニ仰付ニ候間、両様之御礼相勤来。寺院者献上物両様ニ可レ被ニ差上ニ事。

一、年始之御礼ハ不ニ相勤ニ、御代替計勤来候寺院者一方之献上物計可レ仕事。

一、御代替御礼不ニ相勤ニ、年始御礼計相勤候寺院ハ例年之通献上物可レ仕事。

一、御代替年始両様相勤候寺院 御代替御礼計相勤候寺院右之分正月六日一同ニ御礼相勤候心得可レ仕候。

但御代替相勤候遠国之寺院ハ居合又ハ当月廿五日迄伺相濟候分可ニ罷出ニ候。

一、正月十五日、例年年始御礼相勤来候寺院ハ例年之通たるへく候。此内、御代替御礼を茂勤来候寺院ハ両様之御礼同日ニ可ニ申上ニ事。尤前広ニ可ニ相伺ニ候事。

一、御代替之御礼勤来候遠国之寺院、当月廿二日方来春ニ至リ致ニ出府ニ願出候分ハ、追而御礼之日限

可レ及ニ差図ニ事。

右之通可レ被レ得ニ其意ニ候。尤神主、山伏等至迄同前事。

霜月十四日出羽守様ニ而写。

(後略)

1755
3
字列 3

文昭院様

有章院様

御諷經并御代替御繼目御礼留帳

西条寺住

有章院

読みにくいところを解説します。

『御諷経并御代替御継目御札留帳』の内容については、一覽表にしたものを次ページに載せました。家宣他界時の葬儀、代替御札の流れについては、そちらの表を御参照ください。

ここでは、史料の中で、読みにくいと思う箇所について解説をしていきます。

冒頭——触頭真福寺からの回状

『御諷経并御代替御継目御札留帳』の冒頭には、「諷経之覚」という史料が収録されています。

見てみると、辰年（正徳二年＝一七一二）十月に出されたもので、真福寺から駿河建徳寺・駿河久能寺・遠江西楽寺・遠江鎌田山に出された回状（読んで書写したら次の人に回す文書）の写しです。

日付は三ヶ所に書かれています。内容は、それぞれの日付の部分で切れるようです。

一つ目は、「納経」（ここでは徳川家宣の葬儀）に参加する寺院について、基準を書いています。それによると、將軍の葬儀に参加するのは、①関八州（武蔵・相模・上野・下野・上総・下総・安房・常陸）の寺院は、高五〇石以上の御朱印地を持っている寺院、②遠国は、一宗の大本寺院、とのこと。

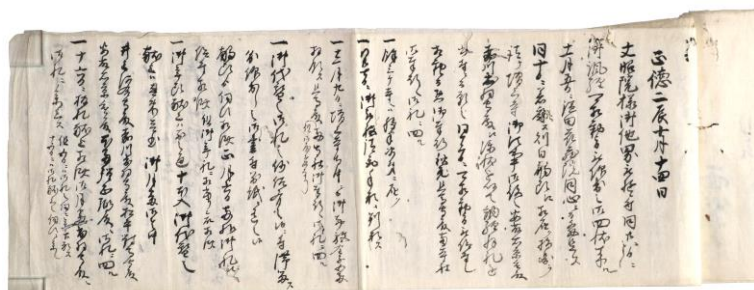
二つ目は、遠国その他の寺院で、宝永六年（一七〇九）の常憲院（徳川綱吉）他界の時に納経に参加しなかった寺院があれば、触頭から指示をする、と書かれています。

三つ目は、右の通り寺社奉行から仰せがあったので（日付が三つあったのは、寺社奉行からの二通の文書の一つにまとめたということなのでしょう）、書付を拝見して、来月十二日までに出府するように、とのこと。

江戸にて

先の真福寺回状は、十月二十日に出されたものでした。後ろの部分を見ると、この回状は二十八日に西楽寺に届いたようです。

真福寺回状に続く、「正徳二辰十月十四日」から始



「正徳二辰十月十四日」……

まる箇所は、実際の西楽寺の動きを記した、一種の日記帳のようなものです。

大きな違いから見ると、元は、真福寺回状で一つ、この、「正徳二辰十月十四日」で始まる部分で一つ、この後の、七代將軍家継の葬儀に関する部分で一つの、別個の横帳だったようです。

「正徳二辰十月十四日」はタイトルではなく、冒頭に書かれた、第一日目の日付です。

冒頭には、「正徳二辰十月十四日文昭院様御他界被遊^ニ付、同廿八日^ニ御諷経可^ニ相勤^ニ旨被^ニ仰出^ニ之御会状来^ル」とあり、「文昭院様」で改行されています。これは平出という、敬うべき語で改行する敬語の一種です。実際に読む時は、この前の部分から続けて読みます。「文昭院」の方が少し上にあるようにも見えますから、「擡頭」（改行して一字上げる）という敬語と言った方が正確かもしれません。

「一、……」と、一つ書で、時系列順に内容が箇条書きされています。冒頭の「正徳二辰十月十四日」には「一、……」というものがありませんが、えてして一つ書タイプの文章は、最初の塊には「一、……」を付けないことも多いので、後ろと同じように、はじめの塊も項目の一つと考えた方が良いでしょう。この、日記的部分の内容は、基本的にはいろいろなどころへの挨拶回りと、諸手続きの順序です。

二つ目の一つ書で、「余三ヶ寺へハ勝手次第第三届^ク」とあるのは、冒頭の塊に「十一月五日^ニ鎌田花蔵院同心^ニ而発足ス。同十日^ニ着府ス。則日触頭^江相届^ク」（十一月五日に鎌田花蔵院と共に出発し、同十日に着府。即日触頭へ着府を届け出た）とあるのに対応しています。月番触頭以外の三ヶ寺には、都合の良い時に「江戸に到着しました」と届け出たということです。

正徳三年

「同三巳」と書いてある箇所から後ろは、正徳三年（一七一三）の事項です。

正月十六日条の次の一つ書に、「旅宿ハ御諷経相済

年月日	事項
正徳2年（1712）10月14日	文昭院（徳川家宣）他界。
正徳2年（1712）10月20日	真福寺より、將軍他界による納経のために、来月（11月）12日までに出府するように、という回状が、駿州建徳寺・駿州久能寺・遠州西楽寺・遠州鎌田山宛に出される。
正徳2年（1712）10月28日	諷経（経を唱える。ここでは、將軍他界による葬儀に参加することを意味していると思われる）に勤めるべき旨を仰せた回状が（四ヶ寺の真福寺から）届く。
正徳2年（1712）11月5日	（当時の西楽寺住職尊昭は）鎌田花蔵院とともに出発。
正徳2年（1712）11月10日	尊昭・鎌田花蔵院、着府（江戸に到着）。即日（月番の）触頭に着府を届出る（残り3カ寺は都合の良い時に届け出る）。
正徳2年（1712）11月10日	触頭の指示を受け、増上寺御法事御役の安藤右京進（信友）・森川出羽守（俊胤）のところへ、（触頭の）添状を持って、納経拝礼を出願。 11月12日に勤めるべし、と仰せ付けられる。
正徳2年（1712）11月12日	納経拝礼。その後、惣御奉行秋元但馬守（喬知）・南寺社奉行へ御礼に回る。
正徳2年（1712）11月27日	御布施請取手形に判形（サイン）をする。
正徳2年（1712）12月9日	増上寺寺中にて御布施金5両を拝領。 但馬守（秋元喬知）・両寺社奉行のところへ御礼に回る。
	代替御礼の沙汰があるため、しばらくとどまる。
正徳3年（1713）正月5日	触頭より、年頭御礼について通知あり。正月6日に將軍へ御礼。これが年頭御礼に相当するとのこと。 月番出羽守（森川俊胤）のところへ御礼伺に参上し、印形（サイン）をする。
正徳3年（1713）正月6日か	井上河合守（河内守／井上正岑）・森川出羽守（俊胤）・松平対馬守（忠郷）・安藤右京進（信友）・本多弾正弼（忠晴）へ御礼。
正徳3年（1713）正月15日	月番出羽守（森川俊胤）のところへ御礼献上の伺に参上する。 板札献上。
正徳3年（1713）正月16日	それが済んだら月番出羽守（森川俊胤）のところへ御礼に参上する。
正徳3年（1713）正月26日	真福寺より指示があり、出羽守（森川俊胤）のところへ行き、29日の5つ時に登城するよう仰せ渡される。惣礼、独礼ともに蘇鉄間の三間目。出羽守より時服一重拝領。
正徳3年（1713）正月27日	役人中へ御礼。
正徳3年（1713）2月1日	役人中へ御礼。
正徳3年（1713）2月5日	帰着。

文昭院（徳川家宣）他界による諷経・代替御礼

【典拠史料】『御諷經并御代替御繼目御礼留帳』（西樂寺文書近世1755）

家中條山城守信実これを奉る。(後略)」（参考文献1
 二八四頁）とあり、十二月九日に、家宣への諡や贈
 官位が行われたようです。
 それに、そもそも尊昭が江戸に着いたのは十一月
 十日ですから、十月十七日には、まだ尊昭は江戸に
 来ていません。それどころか、真福寺回状すら書か
 れていません（『御諷経并御代替御継目御礼留帳』）。
 そのため、この「十月十七日」は、「二」が抜けて
 おり、正しくは、「十二月十七日」だったのではない
 かと考えられます。『御諷経并御代替御継目御礼留帳』
 を見ても、代替御礼が終わったのは十二月十六日で
 すから、一通り終わったところで、愛宕金剛院に移
 り、江戸で待機していたのでしょうか。
 では、なぜ尊昭は江戸にとどまっていたのでしょ
 うか。その理由も『御諷経并御代替御継目御礼留帳』
 に書かれています。
 それは、この正徳三年の年頭御礼がどうなるか、
 という指示を待っていたからです。十二月に葬儀が
 ありましたからね。
 結論から言えば、「年始之御礼ハ不相勤」（『御諷
 経并御代替御継目御礼留帳』）であり、正徳三年の年
 頭御礼は無し、となったようです。
 代替御礼に勤めた寺院は、年始の御礼は無し、と
 いうことになったようです。

【参考文献】

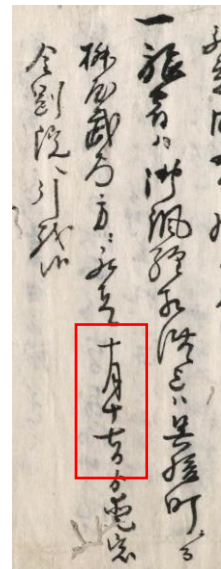
1、『新訂増補 国史大系 44 徳川実紀 第七篇』（吉川弘文館、一九七六年）。

迄ハ呉服町^ニ而柵屋武右衛門方^ニ罷在候。十月十七日
ヲ愛宕金剛院へ引越候」とあります。

現代語訳をすると、「旅宿は、御諷経が済むまでは
呉服町の柵屋武右衛門方に滞在していた。十月十七
日からは、愛宕金剛院へ引越した」となります。

諷経が終わるまでは呉服町升屋に滞在していたと
のことですが、そこから愛宕金剛院へ移動したのは
十月十七日とのことです。

る通り、家宣の葬儀は十二月九日に増上寺で行われています。『文章院殿御実紀』（『徳川実紀』の内、家宣に関する部分）巻十五、正徳二年十二月九日条にも「○九日御追諡并に御贈官位の謝使を立らる高



「十月十七日」



『御諷経并御継目御礼留帳』 原文（正徳六年）



（前略）

（二七一六）
正徳六丙申四月廿九日 有昭院様

御他界

五月十日ニ回書来ル。同十六日鎌田山宝生院同道ニテ下

ル。同廿ニ着府ス。触頭ニ届ケ、則添簡并願状申請ケ、月

番円福寺^エ相届、円寺ヨリ御法事役之御奉行松平^{（松平忠郷）}対馬

守殿^{（井上遠）}江守殿^{（江守殿）}納経拜礼伺ヒ有^{（以下同）}之、其上ニ納

経拜礼被^{（井上遠）}仰付、難^{（井上遠）}有由両御奉行所^{（以下同）}回ル。同廿三

日ニ円福寺方明廿四日ニ納経被^{（井上遠）}仰付一候由被^{（井上遠）}申渡一

依^{（井上遠）}レ之両御奉行所明日弥可^{（井上遠）}罷出一由相届ク。同廿四

日六ツ半、増上寺衆寮^{（久世重之）}集会シ、五ツ迄之頃拜礼畢。

御老中久世大和守殿并両御奉行御坊迄御礼ニ回^{（久世重之）}ル。愛

宕両寺最ヨリニ余ノ一ヶ寺へ御届ク。廿一日ニ真言宗納経。

是ハ十九日迄ニ参府之衆。廿二日、禅宗。廿三日、

法花宗、遊行、一向。廿四日ニハ廿三日ノ願上ノ参着之

真言宗計相済。六月八日於ニ円福寺ニ請取手形ニ判形

ス。

同十日

御代替御礼願状ニ判形ス。

同十五日ニ於ニ増上寺中ニ御布施金子五両拝領畢。月

番円福寺、真福寺御法事役御老中久笹大和守殿、寺

社御奉行松平対馬守殿、井上遠ニ江守殿、御礼ニ回^{（抹消）}ル。

八月五日四ツ、晴。触頭方、明六日五ツ方七ツ迄

ノ内、御奉行石河近江守殿へ可^{（抹消）}被^{（抹消）}レ参旨被^{（抹消）}ニ仰渡一候。

近江殿方明七日五ツ半之頃

御代替御経

一、七月二日、上野宮様始天台宗御礼相済。

一、同三日、諸宗独礼之寺社相済。

一、同廿七日之夜、四ツ時、明廿八日ニ御礼可^{（阿部正橋）}ニ相勤

一旨被^{（阿部正橋）}ニ仰付、真福寺にて、御礼通ニ月番之御老

中阿部豊後殿并御奉行四人井上遠江守殿、松平

対馬殿、石河近江守殿、土井伊予守殿、円福寺、

真福寺へ相届。

八月五日、真福寺方回状来。明六日、五ツ方八ツ迄

之内、石川近江守様へ可^{（石川総茂）}レ参旨被^{（石川総茂）}ニ仰渡一候。

同六日五ツ迄ニ近江様へ者参候所。

明七日五ツ半ニ御城江着候様可^{（土井利意）}被^{（土井利意）}レ出候。已上ノ書付

渡ル。

八月五日四ツ時触頭方明六日五ツ方七ツ迄ノ内、御

奉行石河近江殿江可^{（江可）}レ参旨被^{（江可）}ニ仰渡一候。近江殿方明七

日五ツ半之頃登城いたすべきよし、御年内渡る七日

九ツ時検間ニ而近江殿年月時服二ツ拝領仕候。

御老中御月番

久笹大和守殿^{（世）}

并ニ御奉行石河近江頭殿、井上遠江守殿、松平津島守

殿、土井伊予守殿、其外四ヶ寺江御礼ニ廻る。

五月廿八日ノ夜、廿九日迄少々。

同八日ノ夜大雨。

同十二三四折と■廿六日ノ夜両度大雨。

七月六日ノ七ツ時方七日ノ朝迄

大雨。終日中雨。

十一日夜ヨリ十二日大雨。

十二日夜、十三日朝迄大雨。

廿六夜 風雨。

七代將軍徳川家継の葬儀

正徳六年（一七一六）五月十日、七代將軍徳川家継が亡くなりました。

この時のことについては、『有章院殿御実紀』（徳川実紀）の内、家継に関する部分（巻十五に、一連の記事が載っています）。

○五月朔日群臣出仕して御けしきをうかゞふ。
今より後吉宗卿に勤仕すべき旨御遺教ありて。
昨夜薨じ給ふよしを宰相出て伝ふ。七日 霊柩を三縁山に送り奉り。八日より日々御法会行はれ。十五日 幽宮に納め奉る。石蓋の銘は新井筑後守君美誌といふ。瑞蓮院意詮をもて 靈廟の別当職とせらる。十六日法会。別時念仏。十七日より万部読経。初七忌大咒供養。十八日二七忌聖衆讃揚。十九日三七施餓鬼。廿日四七法問。廿一日五七四箇法要。廿三日六七散花供養。廿四日七々報土讃歎。廿五日満百忌頓写。」（後略）

（参考文献1、四六四頁）

今回も、『御諷経并御代替御継目御礼留帳』の内容を一覧表にしたものを載せましたから、『徳川実紀』の内容と比べてみてください（家宣の時より長くなっていますので、本冊子の最後に掲載しています）。

基本的には一覧表のとおりで、悩むところはほとんどないかと思うのですが、末尾、五月二十八日か

ら七月二十六日までの天気飛び飛びに記されています。

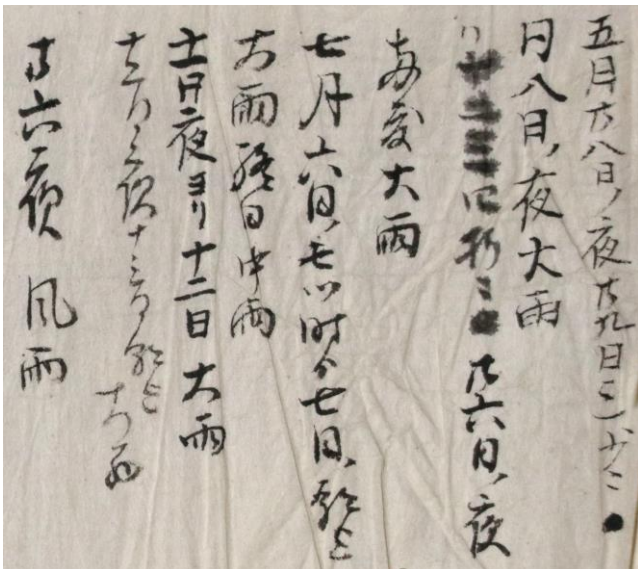
法会の際の天候を記したのだろうかとも思うのですが、この箇所は少々謎です。

ちなみに、家継の葬儀に関しては、おそらく、『御諷経并御代替御継目御礼留帳』の基になったと思われるメモが残っています。

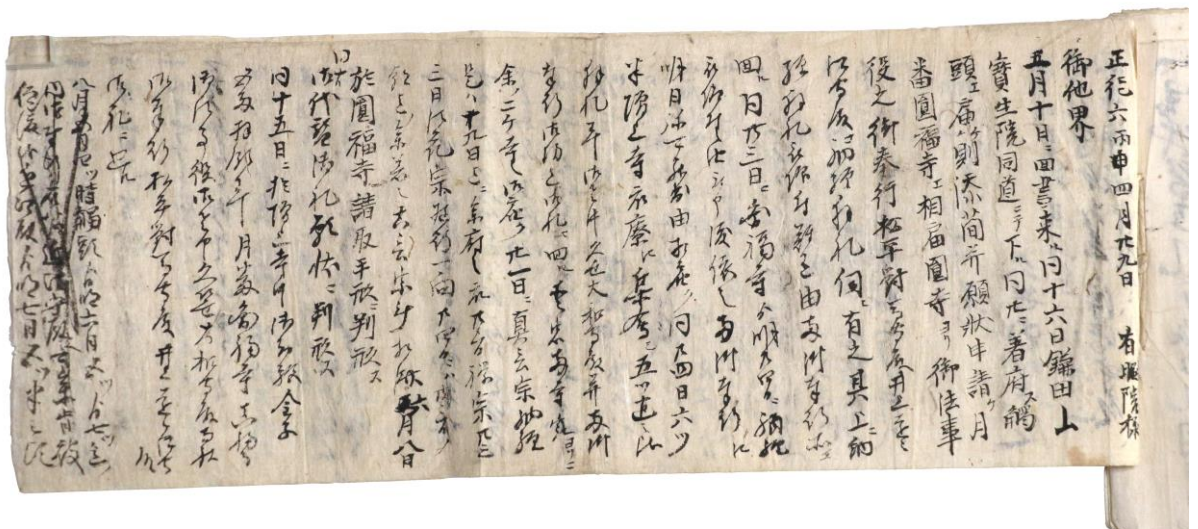
読んでみると、少しだけ記述に違いがありましたから、次にその全文（原文）を掲載します。

【参考文献】

1、『新訂増補 国史大系44 徳川実紀 第七篇』（吉川弘文館、一九七六年）。



末尾に天気を列記している。



正徳6年（1716）徳川家継葬儀（冒頭部分）



〔有章院様御他界〕原文（西樂寺文書近世一六五八）

七代様 御年八才 御治世四年

一、有章院様御他界 正徳六^{丙申}天四月廿九日也。五

月二日ニ相知ル。

一、五月十日ニ回状来ル。同十六日^事鎌田山宝生院同道

ニテ下向。同廿日ニ着府ス。真福寺^エ相届ケ、則添簡并願書申請^ケ、月番円福寺^エ持参。円寺^{ヨリ}添状ニ

テ御法。役御奉行松平对馬守殿・井上遠江守殿増上寺^ニ納経拜礼^又相伺^{但円福ヨリ}、其上ニ納経拜礼被^二仰付^一、

難^レ有由両御奉行^エ回ル。同廿三日ニ円福寺^{ヨリ}明

廿四日ニ納経拜礼被^二仰付^一由被^二申渡^一候。依

レ茲両御奉行^エ明廿四日弥可^レ被^レ出由相届^ク。同

廿四日六ツ半、増上寺衆寮^エ集会^シ、則五ツ過ノ頃拜礼畢^ス。^{十九日前ノ参府ノ真言宗、廿一日ニ相^二濟何義法七条ナリ。}御老中御月番久世

大和守殿并両御奉行御宿坊^{ニテ}御礼^ニ回ル。円福

寺・真福寺同断。余二ヶ寺^ハ最ヨリニ相届^ク。

一、五月廿式日^ハ禅宗、廿三日^ハ法花宗・遊行・一向相濟^ム。

一、六月八日、於^二円福寺^一御布施請取手形^ニ印形^ス。

一、同十五日、於^二寺中^一御布施式拾貫文之代金子五

両拝畢。右御役惣々御礼^ニ回ル。

八代

吉宗公

一、六月十日、於^二円福寺^一御代替御礼願書帳^ニ印

形^ス。

一、七月二日、上野宮様始天台宗御礼相濟。

一、同三日、諸宗独礼増^シ相濟。

一、同廿七日夜四ツ時明廿八日御礼可^二相勤^一由真福寺方被^二申渡^一。同廿八日六ツ半ニ登城。則御礼

過^ニ御月番阿部豊後守殿、寺社御奉行井上遠江

守殿・松平对馬守殿・石川近江守殿^{是ハ}土井伊予

守殿、円福寺、真福寺^ハ御礼^ニ回ル。

一、八月五日、真福寺方明六日八ツ迄之内、石川近

江守殿^江可^レ参旨被^二申渡^一候。則明七日五ツ半^ニ

御城^江着可^レ仕旨、御書付出^ル。

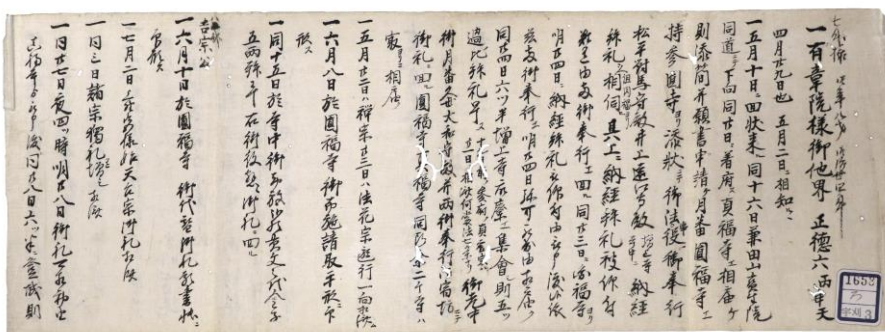
一、同七日、檜之間ニテ石川近江守殿方時服式ツ拝

領畢。久世大和守殿、御奉行四ヶ所、四ヶ寺御

礼^ニ回ル。同八日昼立^{ニテ}十三日ニ帰^ス。

亥ノ八月廿五日 御朱印於^二懸川御城^一、則城主小笠

原佐渡守殿方御渡被^レ成^二頂戴^一仕候。同。



〔有章院様御他界〕（西樂寺文書近世 1658）表面



七代將軍徳川家継の葬儀に関する記録

西樂寺文書近世一六五八号は、家継の葬儀に関する記録です。表題が無いので、今回ご紹介にあたって、私が仮に「有章院様御他界」と題をつけました。

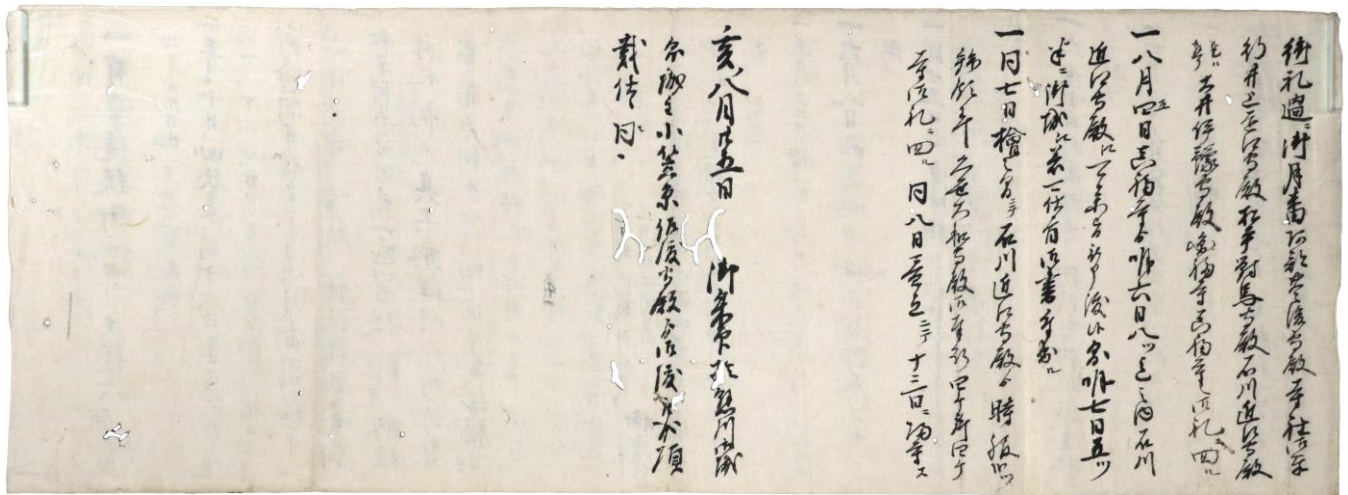
冒頭の文言をそのまま題にただけなので、もつと的確な題が浮かびましたら、そちらに改めてください。文書番号（西樂寺文書近世一六五八）を記しておけば、史料の特定は確実かと思います。

内容は、『御諷経并御代替御継目御礼留帳』とほぼ同じなので、そちらを作成するためのメモのようなものだと思いますが、尊昭たちが江戸に着いた日を五月二十日と記す他、八月八日に江戸を出発し、八月十三日に帰寺したことなど、『御諷経并御代替御継目御礼留帳』には無い情報も書かれています。

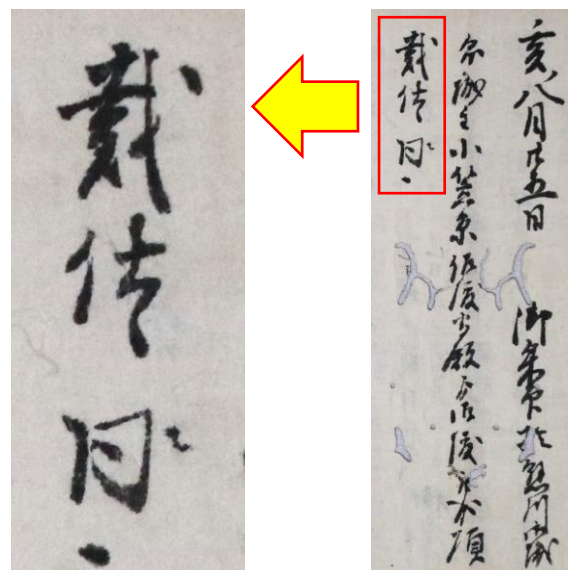
形態は折紙（紙を横長に折った形式）で、縦154mm×横420mm。

末尾に「亥ノ八月廿五日 御朱印於ニ懸川御城一、則城主小笠原佐渡守殿方御渡被レ成ニ頂戴ニ仕候。同。」とあります。

最後の「同」は、一度書いて抹消しています。これまでの書き方から考えると、「同（同月）何日に」と書いてきたので、ここでも、「新將軍の朱印状を、亥年（享保四年＝一七一九）に掛川城で城主の小笠原佐渡守から受け取った」と書いた後に、「同月の何日に」と無意識に書いてしまいそうになって、「ここで文は終わりだ」と抹消したのでしょう。



〔有章院様御他界〕裏面



最後の部分。「同」の右に抹消符（ゝ）がある。

年月日	事項
正徳6年（1716）4月29日	有章院（徳川家継）他界。
正徳6年（1716）5月10日	（触頭より、諷経・代替御礼出勤についての）回状が来る。
正徳6年（1716）5月16日	（当時の西楽寺住職尊昭は）鎌田山宝生院と同道して江戸へ向かう。
正徳6年（1716）5月20日	（尊昭・鎌田山宝生院）着府（江戸に到着）。
正徳6年（1716）5月20日	触頭（真福寺）へ着府を届け出て、添簡・願書を受け取る。 月番円福寺へ添簡・願書を持参。 円福寺から添状をもらう。円福寺から、御法事役の松平対馬守（忠郷）・井上遠江守（正長）に納経拝礼について伺いあり。その上に納経拝礼を仰せつけられありがたい由、両奉行へ回る。
正徳6年（1716）5月21日	真言宗納経（5月19日までに参府した者）。
正徳6年（1716）5月22日	禅宗納経。
正徳6年（1716）5月23日	円福寺より、明24日に納経拝礼との由申し渡される。 これにより、両奉行へ、明24日に納経拝礼を勤めることを届け出る。
正徳6年（1716）5月23日	法花宗・遊行・一向納経。
正徳6年（1716）5月24日	6つ半、増上寺衆寮へ集会。 5つ過ぎ頃、拝礼終る。 老中月番久世大和守（重之）と両奉行に、宿坊にて御礼に回る。円福寺・真福寺も同様。残り2カ寺は最寄りに届け出る。 24日に納経したのは、23日出願した真言宗寺院。
正徳6年（1716）6月8日	円福寺において受け取った手形に判形（サイン）する。
正徳6年（1716）6月10日	御代替御礼願状に判形（サイン）する。
正徳6年（1716）6月15日	増上寺中において御布施金子5両拝領。 月番円福寺、真福寺、御法事役老中久世大和守（重之）、寺社奉行松平対馬守（忠郷）・井上遠江守（正長）に御礼に回る。
正徳6年（1716）7月2日	代替御礼。 上野宮様、天台宗御礼。
正徳6年（1716）7月3日	諸宗独礼。
正徳6年（1716）7月27日	夜4つ時、真福寺より、明28日に御礼を勤めるべき旨仰せつけられる。
正徳6年（1716）7月28日	6つ半に登城。 御礼が終わった後で、老中月番阿部豊後守（正喬）、寺社奉行井上遠江守（正長）・松平対馬守（忠郷）・石川近江守（総茂）・土井伊予守（利意）、円福寺、真福寺に御礼。
正徳6年（1716）8月5日	真福寺より回状。明6日7つまで、もしくは8つ半までに（史料によって異同あり）奉行石川近江守（総茂）のところへ参上し、石川近江守のところから、翌7日5つ半に登城するよう指示。
正徳6年（1716）8月6日	（石川近江守のところへ参上） （石川近江守のところから登城）
正徳6年（1716）8月7日	9つ時、桧の間にて、石川近江守から時服2つ拝領。 老中月番久世大和守（重之）、奉行石川近江守（総茂）、井上遠江守（正長）、松平津島守（対馬守、忠郷）、土井伊予守（利意）、四ヶ寺へ御礼に回る。
正徳6年（1716）8月8日	昼、江戸を出発。
正徳6年（1716）8月13日	帰寺。
享保4年（1719）8月5日	徳川吉宗の朱印を、掛川城で、城主小笠原佐渡守から渡された。

有章院（徳川家継）他界による諷経・代替御礼

【典拠史料】

- 1、〔有章院様御他界〕（西楽寺文書近世1658）
- 2、『御諷経并御代替御継目御礼留帳』（西楽寺文書近世1755）

※明治になり、西楽寺が役所に提出した書類の中にも、西楽寺文書の写しが含まれている。

しかし、西楽寺文書や、そうした明治の役所の史料を調べてみても、徳川吉宗の時の朱印状については関係資料が残っておらず、現時点ではこれ以上の詳細が分からない。